

窓口キャッシュレス決済導入業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

窓口キャッシュレス決済導入業務委託

(2) 目的

窓口における各種証明書手数料及び施設利用料等の支払いにおいてキャッシュレス決済を導入するために、POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末等必要な機器の調達、設定及び各窓口への設置等を委託することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 見積限度額

6,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 キャッシュレス決済導入業務委託経費及び導入後の運用経費を含む

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意向申出時点で新発田市の競争入札参加資格を有し、令和6、7、8年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の「電気 通信機器」の「通信機器」及び「機械設備保守」の「通信設備保守」の営業種目で登録されていること。（参加意向申出時点において同資格を有していない場合は、提案書提出期限（令和6年4月30日（火））までに登録手続きをしている者であること。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結日までの間において、新発田市競争入札参加有資格者指名停止要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係がないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去3年以内に、地方自治体窓口においてキャッシュレス決済導入の実績を有していること。
- (8) 法人格を有している者であること。
- (9) 2者以上の事業者による共同提案も可能とする。この場合、次のア、イの要件を満たすこと。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下、「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、市への質疑や書類提出等は、代表事業者が行うこと。
 - イ すべての構成事業者は上記（1）～（8）の参加資格を満たしていること。

4 選定スケジュール

項目	日程
募集要領等の公表	令和6年4月3日(水)～
質問受付期間	令和6年4月3日(水)～令和6年4月9日(火)
質問に対する回答	令和6年4月12日(金)
参加意向申出書受付期間	令和6年4月3日(水)～令和6年4月16日(火)
参加資格確認結果通知 提案書提出依頼	令和6年4月19日(金)
企画提案書の受付期間	令和6年4月19日(金)～令和6年4月30日(火)
参加辞退受付	令和6年4月30日(火)
プレゼンテーション（審査）	令和6年5月16日(木)
審査結果通知	令和6年5月20日(月)

5 参加意向申出書等の提出及び参加資格の確認結果の通知

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

提出期限：令和6年4月16日（火）17時（必着）

提出先：「12応募・問合せ先」に同じ

提出方法：持参又は郵送

(2) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出者全員に対し、4月19日（金）までに参加資格確認結果の通知を、参加意向申出書に記載された担当者宛てに電話連絡する。また、後日書面にて参加資格確認結果を通知するものとし、併せて提案書の提出を依頼する。

(3) 参加を辞退する場合

参加資格確認結果通知により参加が認められた者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書（様式5）に必要事項を記入のうえ、企画提案書提出締切日の17時00分までに「12応募・問合せ先」に提出するものとする。

6 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

(1) 質問の受付け

質問書（様式6）を提出すること。

期限：令和6年4月9日（火）17時

「12応募・問合せ先」に電子メールにて提出すること。また、メール送信後、確認の電話を入れること。（件名は「窓口キャッシュレス決済導入業務委託に係る質問書」とすること）また、電話や口頭での質問は受けない。

(2) 質問の回答について

質問への回答は、新発田市ホームページ（本件公募に係る資料等の配布ページ）に令和6年4月12日（金）17時までに随時、掲載する。

7 提案書の作成要領

(1) 提出書類

次のア～オの書類をまとめたものを、正本1部、副本4部提出すること。

なお、共同提案を行う場合、アは代表事業者が作成し、イ及びオについては、全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成することとし、ウ、エについては、構成事業者ごとに作成し、代表事業者がまとめて提出すること。

ア 提案書提出届（様式7）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 会社概要（様式2）

エ 業務実績調書（様式3）

オ 見積書及び内訳書（様式5）

(2) 作成要領

ア 企画提案書

(ア) 企画提案書は、A4版（一部A3サイズを使用したい場合は、折り畳んでA4サイズとすること）、縦置き横書き（左綴じ）又は横置き横書き（上綴じ）とし、表紙に「窓口キャッシュレス決済導入業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、合計30ページ以内とする。ページ番号を各ページの下部中央に表紙及び目次を除き遠し番号とすること。

(イ) 作成にあたっては、「仕様書」及び「窓口キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル 評価基準」を基に、以下の項目順に記載すること。

a 業務体制

業務体制（人員数、担当者の業務経歴、経験年数等）について記載すること。

b 構成機器（別紙仕様書中、「7 調達機器等」におけるNo.1～No.7までの機器のことをいう。）及びシステムの概要

POSレジ等の機能・操作性、キャッシュレス決済端末の機能・操作性、決済情報の集計方法、入出金機の機能・操作性について記載すること。

c 運用開始後の業務実施体制

取扱可能な決済ブランドの種類、収納金の市指定金融機関への払込スケジュール・払込方法、職員向けサポート体制、システム保守・維持管理体制、機器故障時の対応手段等について記載すること。

d スケジュール・研修体制

導入までのスケジュール、研修の日程及び内容、マニュアルの提供について記載すること。

e その他（独自提案等）

競合他者との差別化、優位性等、提案者としてのアピールポイントについて記載すること。

イ 見積書及び内訳書

(ア) キャッシュレス決済開始前に必要となる導入費用、キャッシュレス決済開始後の運

用経費（決済サービスを利用した場合の月額基本料、自動釣銭機保守費用等）について記載すること。またその他経費がある場合も併せて記載すること。決済手数料率については、任意様式にて提出すること。

(イ) 「2見積限度額」に記載の限度額を超えないこと。

ウ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

エ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出期限等

期限：令和6年4月30日（火）17時（必着）

提出先：「12応募・問合せ先」に同じ

提出方法：持参又は郵送

(4) 企画提案書等についての質問

企画提案書等の内容について、市が提出者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた提出者は速やかに回答すること。

8 審査要領

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、窓口におけるキャッシュレス決済導入に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して事業者を選定する。

イ 審査は、提出された提案書及び事業者によるプレゼンテーション（実機を用いた操作についてのデモンストレーションも可とする。）をもとに行う。プレゼンテーションは、令和6年5月16日（木）に実施を予定しており、詳細については別途通知する。

ウ プレゼンテーションの出席者は5人以内とする。業務責任者となる予定の者は原則出席すること。

エ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度とすること。

オ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

キ 8(2)に定める評価基準に基づき、選定委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

ク プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録音する。

ケ 企画提案書の説明として、パソコン、プロジェクターの使用は許可する。この場合スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルについては、市が用意する。プロジェクターに接続するパソコン等については、提案者が用意すること。

コ プレゼンテーションで実機及びスクリーン、プロジェクターを使用する場合は、提案書提出時に申し出ること。

(2) 評価基準

別紙3「窓口キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル 評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

9 審査結果の通知

提案者それぞれに審査結果を文書で通知し、新発田市ホームページで受託候補者を公表する。

10 契約の締結

市は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約書を作成の上、契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 その他の留意事項

(1) 参加意向の申出及び企画提案等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案を行った者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。

(5) 参加意向申出書の提出後に申出を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式 5）を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。

- ウ 期限後に提案書等を提出した者。
 - エ 「２見積限度額」に記載の限度額を超えた場合。
- (7) サービスの提供に係る契約は別途行うものとする。

12 応募・問合せ先

新発田市会計課 担当：勝見

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

電話番号 0254-28-9330 (直通)

FAX番号 0254-22-0920

E-mail kaikei@city.shibata.lg.jp